



あいづばんげ 議会だより

212号

令和6年1月25日発行
福島県会津坂下町議会

目次 -CONTENTS-

第4回定例会	2
一般質問(8人が登壇)	6
議会の動き	10
みんなのひろば・編集後記	12

令和5年 第4回定例会

果樹農家を応援！

補正 凍霜害応援のため、給付金を支給 令和5年度一般会計補正予算ほか

令和5年度一般会計補正予算（第6号）、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、介護保険特別会計補正予算（第4号）、下水道事業特別会計補正予算（第4号）、水道事業会計補正予算（第4号）を審議し、原案通り可決しました。

(万円未満四捨五入)

一般会計	補正額	補正前の額	補正後の額
	2億4,924万円	83億8,672万円	86億3,596万円
総務費	1億5,080万円	ふるさと納税に係る経費など	
民生費	1,547万円	給付費の増など	
衛生費	108万円	事業費の確定に伴う増減	
農林水産費	1,746万円	凍霜害応援給付金ほか	
商工費	41万円	空店舗調査への報償など	
土木費	3,265万円	道路冠水や浸水被害を防ぐため、都市下水路ゲートの開閉を自動化する工事の設計業務委託料など	
教育費	948万円	光熱費の増額など	
特別会計	国民健康保険	9,830万円	療養給付費増、産前産後掛金免除など
	介護保険	550万円	介護予防サービスの増など
	下水道事業	△2,266万円	前納報償金の増、発注予定工事の取りやめなど

定例会のあらまし

令和5年第4回定例会は、12月7日（木）～15日（金）に開催しました。
1日目は提出議案の説明が行われました。
2日目・3日目は8名の議員が一般質問を行い、最終日は議案の審議等をし、すべて原案通り可決しました。

凍霜害応援給付金

令和5年4月に発生した降霜で、町内の多くの果樹が収穫量の減少や品質の低下などの被害を受けました。果樹農家を支援するため、町独自の応援給付金を給付します。

凍霜害応援給付金

事業費 846万5千円

給付額

対象品目	給付単価
りんご	21,000円／10a
柿	10,000円／10a
もも	15,000円／10a
なし	18,000円／10a
さくらんぼ	19,000円／10a

12月中旬に申請受付が開始され、1月中旬から順次給付金が支給される予定です。



総務産業建設常任委員会でも5月に被害の状況を視察しました。

補正 非課税世帯へ 臨時給付金

国からの「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち、低所得世帯支援枠を活用し、住民税非課税世帯へ7万円を給付するため。

条例 情報連携を スムーズに

マイナンバーによる情報連携を速やかに開始できるようにするため、法律の改正によらずに省令の規定で利用可能とする、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、町条例を改正するもの。

条例 産前産後期間の 国保税を軽減

国民健康保険法の施行令が改正されることに伴い、令和6年1月1日から、産前産後期間の国民健康保険税「所得割」と「均等割」を免除するため、町条例を改正するもの。

条例 下水道事業を 公会計に

町の下水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法の全部を適用し、令和6年4月1日から公営企業会計に移行させるなどのために条例改正等を行うもの。



下水道の公会計化

賛成

下水道の公営企業化に対しては賛成します。

ただし、令和5年度の決算においては、非常にわかりにくくなるのが予想されるため、丁寧な説明とミスのない事務処理をお願いします。

赤城 大地 委員

陳情

陳情第1号

すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める陳情

【提出者】

福島県医療労働組合
連合会 執行委員長
高橋 勝行

本会議で採択となり
意見書を送付しました。

陳情第2号

健康保険証廃止の
中止を求める陳情書

【提出者】

福島県社会保障推進
協議会 会長 佐藤和久

【内容】

健康保険証の廃止について、中止を含め見直し、国の責任で健康保険証の交付を続けること。

本会議で採択となり
意見書を送付しました。



陳情第2号

賛成

マイナンバーカードでの受診によるトラブルは大きな問題です。患者の命にかかわるものです。医療機関での混乱も出ています。

国民が不安なく受診できるようにも保険証廃止の中止を強く求めます。

横山 智代 委員

賛成

この陳情はデジタル化に反対するものではなく、「保険証を無くされると困るので無くさないでくれ」との内容です。困る人を作る必要はなく、今のまま保険証があれば済むことであり、それで解決すれば良いので採択すべきです。

小畑 博司 委員

賛成

医療従事者の約70%が反対し、「マイナ保険証」の利用率は5%弱にとどまっている。国民の不安が払拭されているとは言い難い。マイナ保険証を持たない人に資格確認証を交付するとのことだが、今の保険証を継続すればいいだけのこと。廃止を急ぐ必要があるのか。

渡部 正司 委員

反対

これから迎えるデジタル社会に対応するべく、マイナンバーカードの普及はさけて通れない。保険証に限らず自動車免許証なども一体化することにより利便性が高まる。事故はその都度対応処理していけばいいのであり、マイナカード普及を中止させてはいけない。採択に反対する。

五十嵐 一夫 委員

私はこちら判断！

賛否の分かれた議案

	1 目黒 克博	2 蓮沼 文明	3 物江 政博	4 赤城 大地	5 横山 智代	6 渡部 正司	7 佐藤 宗太	8 山口 享	9 青木 美貴子	10 渡部 順子	11 五十嵐 一夫	12 酒井 育子	13 小畑 博司	14 水野 孝一
陳情第2号 健康保険証廃止の中止を求める陳情書	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○	議長
発委第8号 健康保険証廃止の中止を求める意見書の提出について	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×	×	○	○	議長

上記以外の議案は賛成全員で可決しました。

○：賛成 ×：反対

議長は採決に加わりません

議員提出

議員提出議案として

2つの条例が提案される

第4回定例会に、赤城大地議員より2つの条例が提案されました。

議員提出議案として提出されたこの条例は、子育てに関するものであり、慎重に議論する必要があると、文教厚生常任委員会に付託されました。

常任委員会では様々な意見が出されましたが、さらに時間をかけて審議する必要があるとして、この議会の会期中に結論を出さず継続して審議を続けることとしました。



子育ての考え方を示す

会津坂下町子育て基本条例

すべての子どもが幸福な子ども時代を過ごすことができることを目的に、町における子育て施策についての包括的な基本理念と町の責務を理念条例の形で定めるもの。

町全体として子ども子育て施策の包括的、継続的な取り組みを推進させることを目的としている。

子育て支援のため基金を

会津坂下町子育て基金条例

地域における子ども及び子育ての支援に係る資金を、基金として積み立て、確保するため。

第3回臨時会

・訴訟の和解

・中山間等直接支払交付金の返還

11月7日、第3回臨時会が開催され、2件の議案が審議されました。

訴訟の和解

坂下中学校に在籍していた生徒の両親から、町に対し損害賠償請求がなされていた件について、和解をするために議会の議決を求められたものです。

町は和解を受け、今後さらに会津坂下町の全ての児童生徒が楽しく学校に通えるよう、いじめの防止等の対策に取り組んでいくとのこと。

詳しい和解条項は町のホームページをご覧ください。



和解条項

中山間等 直接支払交付金の返還

朝立集落協定において、中山間地域等直接支払交付金事業交付金の不明瞭な会計処理がなされていたため、精査し、国、県に返還することになりました。

その予算である令和5年度一般会計補正予算（第4号）が提案され、可決されました。

第4回臨時会

職員の月例給・ 賞与を引き上げ

11月27日に開催された第4回臨時会では、県の人事委員会勧告による県職員の給与改正に準じ、町職員、会計年度任用職員の月例給、賞与を引き上げるための条例の改正と補正予算が提案されました。

月例給は若年層を中心に全号級で引上げ、賞与は期末手当、勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げられました。

議会として新庁舎建設を考える 新庁舎建設検討特別委員会

11月7日、議会全員協議会を開催し、新庁舎建設の方向性を示す時期が令和6年9月に変更になった経緯について、町長より説明を受け、質疑を行いました。

町側の説明

令和5年5月29日の議会全員協議会で議員の任期中である令和6年2月までに建設場所を決定していく方針を説明しました。

しかしその後、庁内で再度検討した結果、2月では時期的に早いということで建設場所の決定時期を変更する方針となりました。

それを受け、あらゆる分野でまちづくりの議論を行い、令和6年9月定例会での建設場所の決定を目指す方針となり、新庁舎建設だより第1号で、令和6年9月に「庁舎建設位置の決定」

と表記して、町民の皆様にお知らせしました。

質疑

Q最終的に来年の9月議決ということだが、この「議決」という中身は。

A議会基本条例による平成30年の議決の変更なのか、3分の2以上の賛成が必要な条例の議決なのか、決まっていない。

Q現庁舎の安全性の問題から考えると先延ばしし過ぎではないか。

A早く建てなければならぬという気持ちは変わっていない。

Q建設場所を「旧坂下厚生病院跡地」に、とする表明を撤回するのか。

A検討していくが、撤回するということではない。

12月18日、議会から町長へ要請書を提出しました。内容は、次の3点について早急に説明を求めるものです。

○新庁舎建設の進捗状況について。

○子育て世代アンケートの結果について。

○どのような新庁舎を計画しているのか。（最低でも現議員の任期中に示すべきではないか。）

今後とも町の説明を受け、さらに検討していきます。



監査委員報告 定期監査を実施



町長に定期監査報告を手渡す監査委員

10月31日から11月14日にかけて、今年度4月1日から9月30日までの予算の執行状況及び事業の執行管理、運営に関する事務の監査が行われました。

11月28日、監査委員より町長へ定期監査報告書が提出されました。報告書の概要は次のとおりです。

【監査の結果】

予算にかかる財務事務は適正に執行されているものと認められた。

歳入では、自主財源確保と共に、国・県交付金等の財源確保に向けた調査・研究を進め、財政調整基金の積み増しにより、財政健全化に向けた財政運営を望む。

歳出は、これまでの財政健全化に向けた一般財源削減に加え、事業ごとの収支改善策の調査・検討など、更なるスキルアップを望む。また同時に、町民サービスの低下とならないよう配慮し、十分な説明と理解を得る必要がある。